

Hiroshima NOW

5

やさしい日本語 No. 25

2024

ひろしまし し

広島市からのお知らせです：

かかくこうとうじゅうてんしえんきゅうふきん

価格高騰重点支援給付金を もらうことができます

電気やガス、食べるもののお金が高くなって 生活がくるしくなった世帯※を助けるため 住民税を払わなくていい世帯（非課税の世帯）などは 広島市役所からお金をもらうことができます。このお金のことを 「給付金」といいます。

※世帯とは 同じ家で いっしょに生活をしている人の グループのことです。

「給付金」をもらうことができる世帯は 令和5年（2023年）12月1日に 広島市に住民票がある つぎのAまたは Bの世帯です。

- A. 世帯にいるみんなが 令和5年度（2023年度）の 住民税※1の均等割※2を 払わなくていい世帯
- B. 世帯にいるみんなが 令和5年度（2023年度）の 住民税の所得割※3を 払わなくていい世帯（住民税の均等割だけ 払っている世帯）

※1 住民税とは 1月1日に 日本に住所があって はたらいっている人が 県や市、区などに払うお金（税金）のことです。

※2 均等割とは 前の年に はたらいてもらったお金（所得）がある人みんなが 払うお金（税金）のことです。

※3 所得割とは 前の年に はたらいてもらったお金（所得）で 払う金額が決まるお金（税金）のことです。

Ⓧ Aの給付金をもらった世帯は Bの給付金をもらうことはできません。

A. 世帯にいるみんなが 令和5年度（2023年度）の 住民税の均等割を 払わなくていい世帯への給付金

1. もらうことができるお金
ひとつの世帯につき 70,000円

2. 申しこみの しめきり

令和6年（2024年）5月31日（金曜日）までに 申請書を ポストに入れてください。

※令和5年（2023年）12月2日からあとに生まれた子どもも 給付金をもらうことができます。
この子どものための申請書は 令和6年（2024年）8月30日（金曜日）までに ポストに入れて
ください。

手続きの方法など くわしいことをもっと知りたい人は 広島市役所のホームページや 広島平
和文化センター国際市民交流課のホームページを 見てください。または 「広島市価格高騰重点
支援給付金事務センター」に電話してください。

広島市役所のホームページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/325599.html>



広島平和文化センター国際市民交流課のホームページ

<https://h-ircd.jp/guide.html>



**B. 世帯にいるみんなが 令和5年度（2023年度）の 住民税の所得割を 払わなくていい世帯
（住民税の均等割だけ 払っている世帯）への 給付金**

※Aの70,000円の給付金をもらった世帯は Bの給付金をもらうことはできません。

1. もらうことができるお金

ひとつの世帯につき 100,000円

2. 申しこみの しめきり

令和6年（2024年）5月31日（金曜日）までに 申請書を ポストに入れてください。

※令和5年（2023年）12月2日からあとに生まれた子どもも 給付金をもらうことができます。
この子どものための申請書は 令和6年（2024年）8月30日（金曜日）までに ポストに入れて
ください。

手続きの方法など くわしいことをもっと知りたい人は 広島市役所のホームページや 広島平
和文化センター国際市民交流課のホームページを 見てください。または 「広島市価格高騰重点
支援給付金事務センター」に電話してください。

広島市役所のホームページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/366743.html>



広島平和文化センター国際市民交流課のホームページ

<https://h-ircd.jp/guide.html>



🌸 AとBの世帯で 子供がいる世帯には 子供も 給付金をもらうことができます。

どんな世帯が 子供の給付金を もらうことができますか？

令和5年（2023年）12月1日のときで 18歳から下の年れいの 子供がいる世帯

いくらお金を もらうことができますか？

子供もひとりにつき 50,000円

申しこみをする方法など くわしいことは 「広島市価格高騰重点支援給付金事務センター」に聞いてください。

❓ こんなときも「広島市価格高騰重点支援給付金事務センター」に 聞いてください

・給付金をもらうことができる世帯だと思います。でも 広島市役所から 書類がとどいていません。どうしたらいいですか？

・世帯にいる人みんなが 住民税を払っている人に 扶養されています。こういうときは 給付金をもらうことはできますか？ など

と
問い合わせ

広島市価格高騰重点支援給付金事務センター

Tel. 082-569-4504 Fax. 082-569-4507

あいている日：月曜日から 金曜日

※土曜日、日曜日、祝日（日本の 休みの日）は 休みです。

あいている時間：午前9時から 午後5時15分

★ 日本語がわからなくて 困ったことがあるときは、広島市・安芸郡外国人相談窓口に相談してください。

広島市・安芸郡外国人相談窓口

Tel. 082-241-5010

Email : soudan@pcf.city.hiroshima.jp

相談できる日：月曜日から金曜日

相談できる時間：午前9時から 午後4時

休み：土曜日、日曜日、祝日（日本の 休みの日）、8月6日、12月29日から 1月3日まで

相談できる言葉：スペイン語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、英語、フィリピン語

※フィリピン語は金曜日と第1・第3水曜日です。